

# 原動機付自転車等の標識交付について

(石川町ナンバー車両の手続き)

交付となった標識は、原動機付自転車等（原動機付自転車のほか農耕作業車などの小型特殊自動車で石川町ナンバーの標識のもの）の後面であって、標識の識別に支障がない位置に取り付けてください。



## ☆ 標識交付証明書について

標識と同時に交付された「軽自動車標識交付証明書」は、廃車等の抹消や名義変更、定置場や住所の変更に関する申告時に提出が必要となりますので、確実な方法で保管をしてください。

## ☆ 登録について

登録時には、「販売証明書（※1）」または「譲渡証明書（※2）」が必要です。あらかじめ準備の上、手続きを行ってください。また、自己所有のまま廃車（登録抹消）した原動機付自転車等を再度、登録する場合には、登録抹消時に交付を受けた「軽自動車廃車申告受付書」を提出してください。

※1：「販売証明書」＝販売店が販売したことを証し、発行する証明書

※2：「譲渡証明書」＝旧所有者が作成する証明書で、原動機付自転車等を新所有者に譲渡する旨を記載した証明書

## ☆ 廃車について

廃車（登録抹消）時には、「標識」及び「軽自動車標識交付証明書」の返却が必須となります。必ず持参してください。なお、廃車手続きにより「軽自動車廃車申告受付書」が交付されます。



## ☆ 譲渡について

所有している原動機付自転車等を譲渡する場合は、旧所有者の廃車（登録抹消）手続きにより交付された「軽自動車廃車申告受付書」と旧所有者が新所有者に譲渡する旨を記載した「譲渡証明書」の提出が必要となります。



## ☆ 使用者または所有者が町内で転居したとき

原動機付き自転車等の使用者または所有者が町内で転居した場合には、住所の変更または保管場所の変更の手続きが必要です。「軽自動車標識交付証明書」を持参のうえ、手続きを行ってください。

## ☆ 使用者または所有者が転出したとき

原動機付き自転車等の使用者または所有者が町外に転出した場合には、廃車（登録抹消）の手続きをすることとなります。「標識」と「軽自動車標識交付証明書」を返却し、廃車（登録抹消）の手続きを行ってください。

## ☆ 所有者が死亡したとき

原動機付き自転車等の所有者が死亡したときは、以下のいずれかの手続きを行ってください。

### ① 廃車（登録抹消）する。

（前述の「廃車について」を参照のこと。その際に、手続きする方が相続人であることを確認できる書類を持参ください。）

### ② 同居の相続人または町内に在住する相続人が相続をする。

（「軽自動車標識交付証明書」を持参のうえ、「所有者変更」の手続き、または、相続する方が決定していない場合には「相続人代表者届出書」の提出をしてください。）

### ③ 町外に在住する相続人が相続する。

（石川町の登録を抹消し、在住の市町村で登録の手続きをすることになります。その際に、石川町から交付された「軽自動車廃車申告受付書」と相続関係が確認できる書類が必要となる場合があります。）

### ④ 第三者に譲渡する。

（上記の②または③の手続きにより相続人となった方と第三者の間において、前述の「譲渡について」を参照にして手続きを行ってください。）

登録・廃車・変更の届出の際には、各種証明書の他に所有者・使用者の印鑑、届出人のご本人確認できるものが必要となります。

（お問い合わせ先：石川町税務課課税係 電話0247-26-9118）